

一般社団法人 滋賀県作業療法士会

永年会員制度規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、一般社団法人滋賀県作業療法士会（以下、本会という。）が設けた永年会員制度（以下、本制度という。）に関して必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 本制度は、長年にわたり本会に在籍してきた正会員に対し、定年後の会費負担を軽減することを目的とする。

（永年会員の位置付けと役割）

第 3 条 この規程に定めた申請条件を満たし、必要な手続きを行って承認及び登録された正会員を一般社団法人滋賀県作業療法士会永年会員（以下、永年会員という。）と称する。

- 2 永年会員には、後進の育成、本会事業への指導的な関与等、本会と作業療法の発展のために引き続き積極的に貢献することが期待される。

（申請制）

第 4 条 永年会員は任意の申請制とし、申請しない場合は正会員の正規の権利と義務が継続する。

- 2 永年会員の申請は、1 会員につき 1 回のみとする。

（申請条件）

第 5 条 正会員は次の各号の条件を満たした場合において、永年会員になることを申請することができる。

- (1) 申請年度の年度末 3 月 31 日を基準日として満年齢 65 歳以上であること
- (2) 申請時点で通算 10 年度分以上の本会正会員会費の納入歴があること
- (3) 申請時に当年度会費を納めていること
- (4) 過去に倫理問題で本会の処分（退会、譴責、戒告）を受けていないこと
- (5) 過去に会費未納による会員資格喪失となっていないこと

(手続き)

第6条 永年会員の申請から承認及び登録までの手続きは以下の通りとする。

- (1) 永年会員となることを申請する正会員は、理事会が定める所定の申請書に必要事項を記入し、事務局を通じて会長に提出しなければならない。
- (2) 会長は、提出された申請書について申請条件の適合審査を事務局に行わせ、適合した正会員を永年会員申請者として理事会に提出する。
- (3) 理事会は、永年会員の承認について審議し、決議を行う。
- (4) 事務局は、承認の翌年度より永年会員として会員登録する。

(会費)

第7条 永年会員の会費については次のとおりとする。

- (1) 年会費 2,000 円とする。

(権利の範囲)

第5条 永年会員は、終身に渡り、正会員として以下の権利を得る。

- (1) 本会が発行する定期刊行物の配布
 - ・滋賀県作業療法士会ニュース「湖畔」
 - ・学術誌「滋賀作業療法ジャーナル」
- (2) 本会主催の学会・研修会の参加（有料）

(改正)

第6条 この規程は、理事会の決議により改定することができる。

(附則)

1 この規程は、令和7年2月1日より施行する。